

札幌市立義務教育諸学校に係る学級編制基準の改正について
令和8年（2026年）3月27日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市立義務教育諸学校における学級編制について、別紙のとおり改正したことを報告する。

（理 由）

札幌市立の中学校第1学年の生徒で編制する学級に係る1学級の生徒の数の上限を40人から35人に引き下げたため。

札幌市立義務教育諸学校学級編制について

平成29年1月17日 教育委員会決定
令和2年1月24日 一部改正
令和3年3月29日 一部改正
令和4年3月15日 一部改正
令和5年3月16日 一部改正
令和6年3月14日 一部改正
令和7年3月11日 一部改正
[令和8年3月18日 一部改正](#)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号及び第5号並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第4条第2項の規定による学級編制は、次に定めるものとする。

- 1 札幌市立義務教育諸学校の1学級の児童又は生徒の数の上限は、別表に掲げる数とする。ただし、児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。
- 2 学級編制は、4月1日現在における当該学校の児童又は生徒の数により算定した学級数によるものとする。なお、4月10日現在における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると教育長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和7年4月1日から施行する。

附 則

[この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和8年4月1日から施行する。](#)

別表

学級編制の区分		単式学級	2個学年複式学級(第1学年の児童を含む学級)	3個学年複式学級	4個学年複式学級	5個学年複式学級	単級	特別支援学級(障がい種ごとに編制)	重複障がい学級
学校種別		35人	16人 (8人)					8人	
小学校									
中学校		第1学年 35人 第2学年から第3学年 40人	8人					8人	
肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部	6人	5人	5人	5人	5人	5人		3人
	中学部	6人	5人				5人		3人
複式学級のうち、当該2個の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合について、小学校はいずれかの学年の児童の数が8人(第1学年の児童を含む学級の場合は4人)を超えるもの、中学校はいずれかの学年の生徒の数が4人を超えるものは原則として複式学級を編制しないものとする。									

備考

- 1 単式学級とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
- 2 2個学年複式学級、3個学年複式学級、4個学年複式学級及び5個学年複式学級とは、それぞれ引き続く2、3、4及び5の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
- 3 単級とは、すべての学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
- 4 小学校は義務教育学校前期課程を含み、中学校は義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

現 行

- (省略)
- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 附 則
- (省略)

別 表

学級編制の区分 学校種別	単式学級	2個学年複式学級(第1学年の児童を含む学級)	3個学年複式学級	4個学年複式学級	5個学年複式学級	単級	特別支援学級(障がい種ごとに編制)	重複障がい学級
小学校	35人	16人(8人)					8人	
中学校	40人	8人					8人	
肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部	5人	5人	5人	5人	5人		3人
	中学部	6人	5人			5人		3人

複式学級のうち、当該2個の学年の児童又は生徒の存しない学年がある場合について、小学校はいずれかの学年の児童の数が8人(第1学年の児童を含む学級の場合は4人)を超えるもの、中学校はいずれかの学年の生徒の数が4人を超えるものは原則として複式学級を編制しないものとする。

備考
1 単式学級とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
2 2個学年複式学級、3個学年複式学級及び5個学年複式学級とは、それぞれ引き続き2、3、4及び5の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
3 単級とは、すべての学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
4 小学校は義務教育学校前期課程を含み、中学校は義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

改 正 案

- (現行のとおり)
- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
- 附 則
- (現行のとおり)

附 則
この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和8年4月1日から施行する。

別 表

学級編制の区分 学校種別	単式学級	2個学年複式学級(第1学年の児童を含む学級)	3個学年複式学級	4個学年複式学級	5個学年複式学級	単級	特別支援学級(障がい種ごとに編制)	重複障がい学級
小学校	35人	16人(8人)					8人	
中学校	第1学年 35人 第2学年から第3学年 40人	8人					8人	
肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部	5人	5人	5人	5人	5人		3人
	中学部	6人	5人			5人		3人

複式学級のうち、当該2個の学年の児童又は生徒の存しない学年がある場合について、小学校はいずれかの学年の児童の数が8人(第1学年の児童を含む学級の場合は4人)を超えるもの、中学校はいずれかの学年の生徒の数が4人を超えるものは原則として複式学級を編制しないものとする。

備考
1 単式学級とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
2 2個学年複式学級、3個学年複式学級、4個学年複式学級及び5個学年複式学級とは、それぞれ引き続き2、3、4及び5の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
3 単級とは、すべての学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
4 小学校は義務教育学校前期課程を含み、中学校は義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

備 考

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣旨

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、**公立の中学校等の学級編制の標準及び公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改める**こととする。

2. 概要

【背景】

- ▶ 令和7年度に小学校35人学級が完成することを踏まえ、**中学校においても切れ目なく同じ学級規模で学んでいくことがきめ細かな対応をしていく上で重要**。
中学校は、学習内容の高度化や、教科ごとの担当による授業への移行、部活動の実施など、**小学校から環境が大きく変化**。
- ▶ 義務教育段階全体では、
① 教師の勤務実態の深刻化 ② 不登校等、生徒指導上の課題の深刻化
③ 少子高齢化に伴う児童生徒の数の急速な減少 ④ アレルギー、感染症等の健康課題の複雑・多様化など、**児童生徒や教師を取り巻く環境が大きく変化**。
- ▶ **給特法等の一部を改正する法律**（令和7年法律第68号）の附則においても、令和8年度からの中学校35人学級化等、法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨、規定。

(1) 学級編制の標準の改正

- ① 中学校の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。【第3条第2項関係】
- ② 令和10年3月31日までの間における学級編制の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、40人とする経過措置を設ける。【附則第2条第1項関係】

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

年度	R8	R9	R10
学年	中1	中2	中3

(2) 教職員定数の標準の改正

- ① 公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準に関し、次の改正を行う。
(ア) 養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校を851人から801人に、中学校を801人から751人にそれぞれ引き下げる。【第8条第2号関係】
(イ) 共同学校事務室（※）を複数の学校に設置する市町村に係る事務職員の算定基準を新設する。
【第9条第5号及び第14条第2号関係】

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会は、所管に属する学校のうち指定する2以上の学校に係る事務を事務職員が共同で処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができる。
- ② 令和10年3月31日までの間における教職員定数の標準については、児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める経過措置を設ける。【附則第2条第3項関係】

3. 施行期日

令和8年4月1日【附則第1条関係】